

# 大分県報

平成二十九年  
号外（四六）  
四月一日

（土曜日）

## 目次

### 教育委員会告示

#### 教育委員会訓令甲

- 個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程の制定……………一
- 大分県教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部改正……………二
- 大分県立学校職員服務規程の一部改正……………三
- 大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………七
- 警察本部訓令
- 警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………七

## ○教育委員会告示

### 大分県教育委員会告示第四号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

### 個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程

（趣旨）

第一条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 令第三号。以下「規則」という。）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第一項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年

年大分県条例第二十七号。以下「番号利用等条例」という。）第四条第一項により教育委員会が個人番号を利用する事務において、個人番号利用事務実施者（法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項及び個人番号利用事務実施者が認める場合を定めるものとする。

### （適用範囲）

第二条 この規程は、教育委員会が個人番号利用事務実施者となる事務のうち、法別表第一の二十六の項、二十七の項又は九十一の項の下欄に掲げる事務及び番号利用等条例別表第一の四の項から六の項までの下欄に掲げる事務について適用する。

（規則第一条第一項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）

第三条 規則第一条第一項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項（規則第一条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。）の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）

二 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）

三 規則第一条第一項第三号に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類

四 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類

五 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）

（規則第一条第一項第三号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）

第四条 規則第一条第一項第三号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

一 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時に

において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）

二 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）

三 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六箇月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）

四 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）

（規則第二条第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）

第五条 規則第二条第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 写真身分証明書等
- 二 写真付公的書類
- 三 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
- 四 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示し、又は提出する場合の当該書類
- 五 税理士証票

（規則第三条第一項第六号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）

第六条 規則第三条第一項第六号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
- 二 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六

箇月以内のものに限る。）

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条の規定により還付された通知カード又は同省令第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード

（規則第三条第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）

第七条 規則第三条第二項第二号に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 写真なし身分証明書等
- 二 地方税等の領収証書等
- 三 写真なし公的書類
- 四 本人交付用税務書類

附則

この告示は、公示の日から施行する。

### ○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第一号

本 庁  
教 育 機 関

大分県教育委員会自家用電気工作物保安規程（昭和四十年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

第一条中「埋蔵文化財センター及び」を削る。

第二条第二号中「埋蔵文化財センター及び」を削り、「教育機関等の長」を「教育機関の長」に改める。

第三条中「行なう」を「行う」に改める。

第四条の見出し中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に改め、同条第一項中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第二項及び第三

項中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に改め、同条第四項中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第九条及び第十条中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条及び第十二条中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に改める。

第十三条中「はかる」を「図る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条中「行ない」を「行い」に改める。

第十六条第一項中「熟知したうえ」を「熟知した上」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十七条中「こう水」を「洪水」に、「昭和三十七年法律第七号」を「昭和三十六年法律第二百二十三号」に改める。

第十八条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十条第一項及び第二十六条中「教育機関等の長」を「教育機関の長」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

### 大分県教育委員会訓令甲第二号

本 庁  
県 立 学 校

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

第十五条の二を次のように改める。

（介護休暇）

第十五条の二 条例第十一条の二第一項に規定する職員の申出は、同項の指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定願（第十号様式）に記入し、これに要介護者の状態等申出書（第十号様式の二）及び同項の要介護者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態を証明する書類を添え

て、校長に対し行わなければならない。

2 校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願（第十号様式）に記入して、校長に対し申し出なければならない。

4 校長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、校長は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため条例第十一条の二第一項に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 職員は、介護休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより校長に願ひ出てその承認を受けなければならない。

第十五条の四中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改め、同条を第十五条の五とし、第十五条の三を第十五条の四とし、第十五条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の三 職員は、条例第十一条の三に規定する介護時間を受けようとするときは、総務事務システムにより校長に願ひ出るとともに、介護時間承認願（第十号様式の三）、要介護者の状態等申出書（第十号様式の二）及び要介護者の介護を必要とする状態を証明する書類を提出してその承認を受けなければならない。

第十六条第二項中「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

平成二十九年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

第二十条の三中「から第十五条の三まで」を「第十五条、第十五条の二第六項、第十五条の三、第十五条の四」に改める。  
 第十号様式を次のように改める。

第10号様式（第15条の2関係）介護休暇指定期間指定願

年 月 日

大分県立 学校長 殿

職 氏名

家族の介護が必要なため、下記のとおり介護休暇の指定期間を指定されるよう関係書類を添えてお願いします。

氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（歳）

要介護者	氏名		年齢	続柄	同居・別居		職 業
	氏名	住所			同居	別居	
家族構成	氏名	住所			<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	
					<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	

要介護者の状況	具体的な介護内容	職員自ら介護を行わなければならない理由	状態		指定期間
			開始日	終了日	
			第1回	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日
			延長・短縮後	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日
			第2回	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日
			延長・短縮後	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日
			第3回	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日
			延長・短縮後	年 月 日から 年 月 日まで	(期間) 年 月 日

(注) 要介護者の状態等申出書（第10号様式の2）及び要介護状態を証明する書類を添付すること。

※ 校長記入欄

決 裁 欄	(密封)	受付年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認

第十号様式の次に次の二様式を加える。

第10号様式の2（第15条の2、第15条の3関係）

要介護者の状態等申出書  
(表)

大分県立 学校長 殿		職 氏名		申出年月日		年 月 日	
要介護者	氏名	生年月日	年	月	日		
	職員との続柄	職員との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
介護者		介護が必要となった時期		年	月	日(注1)	
上記の要介護者の状態として、下記の(1)又は(2)に該当することを申し出ます。(注2)							
<input type="checkbox"/> (1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。【要介護：】 <input type="checkbox"/> (2) 下表の①～⑫の状態のうち、2が2つ以上又は3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。							
項目	状態	1 (注3)	2 (注4)	3			
①座位保持（10分間一人で座っていることができる。）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 支えてもらえれば可 (注5)	<input type="checkbox"/> できない			
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる。）	<input type="checkbox"/> つかまらな い	<input type="checkbox"/> つかまれば可	<input type="checkbox"/> つかまらな い	<input type="checkbox"/> できない			
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要				
④水分・食事摂取	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要 (注6)	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要				
⑤排泄	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要				
⑥衣類の着脱	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要				
⑦意思の伝達	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可			
⑧外出すると展れない。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可			
⑨物を壊したり衣類を破くことがある。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可			
⑩周囲の者が何らかの対応をとななければならぬほどの物忘れがある。	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可			
⑪薬の内服	<input type="checkbox"/> 自分で可	<input type="checkbox"/> 一部介助、見守り等が必要	<input type="checkbox"/> 全面的介助が必要				
⑫日常の意思決定(注8)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 可			

※該当する□に√印を記入すること。

（裏）

- (注1) 「介護が必要となつた時期」が、その時期から相当期間を経過したこと等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- (注2) (1)に該当する場合には、要介護状態区分を証明する書類（認定結果通知書、介護保険被保険者証等の写し等）を、(2)に該当する場合には医師の診断書又は保健師等公的な資格を有する者の証明書等を添付すること。
- (注3) 1の状態のうち「自分で可」には、福祉用具を使つたり、自分の手で支えて自分でできる場合を含む。
- (注4) 2の状態のうち「見守り等」とは、常時の付添いの必要がある「見守り」又は認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことをいう。
- (注5) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座つていゝことができる場合を含む。
- (注6) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ること及び摂取する量の過少・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注7) ⑨3の状態（物を壊したり衣類を破くことが「ほとんど毎日ある」）には「自分又は他人を傷つけることが時々ある」状態を含む。
- (注8) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注9) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組、その日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示又は支援を必要とすることをいう。

第10号様式の3（第15条の3関係）  
介護時間承認願

年 月 日

大分県立 学校長 殿	職 氏名
家族の介護が必要なため、下記のとおり介護時間を承認されるよう関係書類を添えて お願いいたします。	

請求期間 及び時間	期		間		時		間	
	年	月	日から	日まで	午前	午後	時	分
	年	月	日から	日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他	( )	
	年	月	日から	日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他	( )	
	年	月	日から	日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他	( )	

氏名	
----	--

住所	
----	--

続柄		<input type="checkbox"/> 同居・ <input type="checkbox"/> 別居
----	--	--

生年月日	年 月 日	日生 ( 歳 )
------	-------	----------

要介護者の状況	状態	具体的な介護内容

職員自ら介護を行わなければならない理由	
---------------------	--

(注) 要介護者の状態等申出書（第10号様式の2）及び要介護状態を証明する書類を添付すること。

※ 校長記入欄

決裁欄	(校長)	受付年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。  
(改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定)
- 2 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年大分県条例第三号。以下「改正条例」という。)附則第二項に規定する職員の申出は、改正条例第三条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十三年大分県条例第二十四号)第十一条の二第一項の指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を介護休暇指定期間指定願(この訓令による改正後の大分県立学校職員勤務規程(以下「改正後の規程」という。)第十号様式)に記入して、校長に対し行わなければならない。
- 3 校長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第二項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 改正条例附則第二項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇指定期間指定願(改正後の規程第十号様式)に記入して、校長に対し申し出なければならない。
- 5 校長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、校長は、それぞれ、平成二十九年四月一日から附則第二項の規定により申し出した指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

大分県教育委員会訓令甲第三号

本 庁  
立 学 校

大分県立学校事務決裁規程(平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第一の三の項の第四号中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第12号

警 察 学 校  
警 察 署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程(平成二十一年大分県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

別表第一の1の表の5の項の「長」の欄第14号中「第51条の3」を「第57条」に改め、同欄第39号中「にあっては、8,000万円未満」を「(電気設備及び機械設備に係る工事を除く。)」に改め、同号中「(電気設備及び機械設備に係る工事にあっては1,000万円未満)」に改め、同号中「(電気設備及び機械設備に係る工事にあっては1,000万円未満。電気設備及び機械設備に係る工事にあっては1,000万円未満。)」に改め、同欄第47号中「第45条第1項」を「第45条(A)第1項及び第45条(B)第1項」に改め、同欄第51号中「第48条」を「第48条の2」に改め、同欄第95号中「第42条」を「第42条の2」に改め、同項の副署長等の欄第1号中「請負代金内訳書及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。